

会議等への出席に係る費用弁償の支給額試算

試算にあたっての前提（各案共通）

- (1) 平成 24 年度の会議開催実績をもとに算出。
- (2) 試算の便宜上、支給対象会議は、①本会議、②運営委員会（理事会を除く）、③常任・特別委員会（予算・決算特別委員会を含む）と設定。
- (3) 本会議など、全議員が出席する会議については、全議員が 1 回登庁した際の合計額（A）に開催回数を乗じて算出。
- (4) 常任委員会等については、A の額を議員数（86 人）で除して得た一人当たり平均支給額に、開催回数及び所属委員数を乗じて算出。

案 1 実費支給：自宅から市会棟までの公共交通機関の往復運賃又は車賃を支給

年間支給合計額（試算）：約 300 万円

※試算では、全議員が最も経済的な通常の経路により、自宅から公共交通機関を利用して市会棟に登庁する際の交通費を算出

案 2 実費相当分支給：市会棟のある中区を基準として、交通機関にかかわらず居住する行政区で定額（下枠）を支給

年間支給合計額（試算）：約 1,100 万円

1,000 円：神奈川区、西区、中区、南区、磯子区
 2,000 円：鶴見区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、金沢区、港北区、栄区
 3,000 円：緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、泉区、瀬谷区

案 3 案 1 又は案 2 による支給に加え、日当（横浜市旅費条例に定める特号の額 3,300 円）を支給

ア 案 1 + 日当…**年間支給合計額（試算）：約 2,000 万円**

イ 案 2 + 日当…**年間支給合計額（試算）：約 2,800 万円**

費用弁償の支給について（案）

1 支給の範囲

現 行	変 更 (案)
<p>横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例において (費用弁償) 第5条 議員が職務のため市外に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。と規定され、市外に出張したときのみを支給対象としている。(行政視察等)</p>	<p>現行条例による支給に加え、 ① 地方自治法に基づく会議等（本会議、委員会等）への出席 ② 市内に出張したとき（委員会視察等）を支給対象とする。</p>

2 支給の額

現 行	変 更 (案)
<p>横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例において (費用弁償) 第5条 省略 2 前項の旅費は、横浜市旅費条例（昭和23年10月横浜市条例第73号）中、特号の者に支給する額により、同条例を準用してこれを支給する。 と規定され、市外に出張したときは、特号の旅費を支給とされている。</p>	<p>1 市外に出張したときは、現行どおりとする。</p>
	<p>2 支給範囲を拡大するもの</p>
	<p>① 会議等への出席</p> <p>案1 実費支給 自宅から市会棟までの公共交通機関の往復運賃又は車賃を費用弁償として支給 (自宅から市会棟までの直線往復距離×37円)</p> <p>案2 実費相当分支給 市会棟のある中区を基準として交通手段にかかわらず居住する行政区で定額を費用弁償として支給 1,000円：神奈川、西、中、南、磯子 2,000円：鶴見、港南、保土ヶ谷、旭、金沢、港北、栄 3,000円：緑、青葉、都筑、戸塚、泉、瀬谷</p>
	<p>② 市内に出張したとき</p> <p>案1 旅費支給 市外に出張したときと同様に、旅費のみを費用弁償として支給（横浜市旅費条例、特号の額）</p> <p>案2 実費支給等 ①の会議等への出席に要する経費に加え、市内の出張に係る旅費をあわせ費用弁償として支給（横浜市旅費条例、特号の額）</p>
	<p>案3 案1の実費支給又は案2の実費相当分に加え、日当（横浜市旅費条例、特号の額3,300円）を費用弁償として支給</p>

見え消し部分：削除
アンダライン部分：追加

横浜市会議員の海外視察取扱い要綱（変更案）

制 定 昭和58年6月27日

最近改正 平成22年4月1日

（目 的）

第1条 議員の海外視察は、議員が海外都市の議会運営及び行政事情を視察し、もしくは諸外国との友好親善を促進するため実施し、もって市政の発展に寄与することを目的とする。

（資格要件）

第2条 議員は、任期中（原則として1回）海外視察を実施できる。ただし、~~議員としての経歴が2年に満たない期間は除く。~~

（実施方法）

第3条 海外視察は、議長が編成する視察団又は議員が視察目的を設定して編成する視察団により実施する。団の編成は、原則として議員8人以上とし、議会局書記を随行させることができる。また、経歴が2年に満たない議員を参加させる場合は、その経験を考慮する。ただし、次の方法による場合は、議長（団長会）の個別の承認を得て、この例外として実施することができる。

- (1) 全国議長会の実施する視察団に参加する。
- (2) 議員の海外視察を主目的とする調査団に参加する。
- (3) 本市その他公共団体の主催・企画する親善・交流の視察団に参加、または会議に出席する。

（調整方法）

第4条 年度別実施計画、会派別参加数の割振り等の海外視察に関する事項は、あらかじめ団長会議において調整する。

2 各議員の視察参加形態は、会派（団長）において調整する。

(視察手続)

第5条 視察をしようとする者は、海外視察団参加申込書(様式1)又は海外視察願書(様式2)に目的、場所、期間、調査事項等を記載の上、議長あてに提出するものとする。

(旅 費)

第6条 旅費は、横浜市旅費条例、横浜市外国旅行の旅費に関する規則(議長及び副議長は特1号、その他の議員については特2号を適用)を準用する。ただし、航空機の使用は原則としてビジネスクラスを上限とする。

2 旅費の限度額は、120万円とする。~~ただし、1期の議員は、60万円とする。~~

(視察報告)

第7条 議員は視察終了後速やかに議長あて海外視察報告書(様式3)を提出するものとする。視察団により視察した場合は、参加者全員で作成した報告書を提出する。また、視察の内容について、各議員間での共有を図るものとする。

(適用除外)

第8条 正副議長が議会代表として実施する海外出張及び友好都市・友好港の公式訪問等市長からの要請による海外出張は、適用除外とする。

(細目の決定)

第9条 この要綱に定めのあるもののほか、必要な事項は、団長会議の意見を聞いて、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

基本的な論点（5）「議員の政治倫理、報酬、政務調査費、研修」に関する検討項目についての協議結果

基本的な論点		論点に対する 会派等提出の 検討項目 (抽象化)	会派等提出の検討項目			協議結果	
大分類	中分類		提案 会派	検討内容	備考		
(5) 議員の政治倫理、報酬、政務調査費、研修	①政治倫理、報酬、政務調査費	a.政治倫理	ヨコ会	横浜市議員が市民全体の奉仕者として、公正かつ清廉を基本姿勢とし、常に政治倫理意識に徹した議員活動に取り組むに当たって、必要な事項を定めることを目的とした横浜市議員政治倫理条例や要綱を制定する。	市会独自で寄附禁止事項や団体役員などの兼業禁止を規定するなど、市民にわかりやすく理解協力を求める事項を強調する。	横浜市議員が市民全体の奉仕者として、公正かつ清廉を基本姿勢とし、常に政治倫理意識に徹した議員活動に取り組むに当たって、必要な事項を定めることを目的とした横浜市議員政治倫理条例や要綱を制定することについて協議した結果、 <多数意見> 横浜市議員は、常に政治倫理意識に徹した議員活動に取り組んでおり、現状では、政治倫理条例や要綱を特段制定する必要はない。 今後引き続き、市民の負託に応えるため、政治倫理の向上に努め、公正及び誠実に職責を全うし、かつ市民の代表として良心及び責任感を持って、品位を保持し、識見を養うよう努めていく。 <少数意見> 議会基本条例を制定し、議会・議員の役割などとともに規定すべきである。	
			公明	議員報酬の適正額の考え方			議員報酬については、地方自治法の趣旨を踏まえ、横浜市の財政規模、事務の範囲、議会及び議員活動に専念できる制度的な保障、公選としての職務や責任等を考慮し、議論すべきであることを踏まえ、そのあり方や適正額について協議した結果、 <多数意見> 当委員会（横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会）では、「市会がその役割をさらに発揮していくため、市会の立法機能を高めるなど、市会の自主的・自律的な改革を一層推進していく上で、市会議員としての活動や議会活動のあり方などを明確にするため、基本条例の制定に関する調査・検討を行うこと。」を付議事件として議論していることから、この議論を経た後、必要に応じて別途協議する。 <少数意見> 全体の経費という観点から、議員報酬、費用弁償、政務活動費、議員定数について全体的に議論すべきである。 との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。
			共産	横浜市の議員報酬は、全国の市町村で最高となっている（名古屋市と大阪市は現在減額中）。厳しい財政状況のなか、議員も身を削るべきだとの声があがっているが、身を削るのなら議員定数の削減ではなく議員報酬の削減が有効である。	議員報酬を2割削減し、政令市平均並みとする。		
		ヨコ会	正副委員長報酬の見直し（廃止等）	報酬の廃止			
		c.費用弁償	民主	実費相当の交通費を支給	通常ルートによる交通手段を設定し、実費相当の交通費を支給すべき。	1 費用弁償については、横浜市会は、平成19年度より日額支給の費用弁償を廃止し、「議員が職務のため市外に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。」と条例に規定し、市外に出張したときのみ支給しているが、費用弁償は、「その職務を行うため要する費用」の弁償であることから、支給の範囲等について協議した結果、 <多数意見> 会議等に出席した場合においても実費相当の費用弁償を支給する。 <少数意見> ・別途協議する。 ・現行どおりとする。 ・全体の経費という観点から、議員報酬、費用弁償、政務活動費、議員定数について全体的に議論すべきである。	
			公明	議員活動の制度的支援	議員活動費、秘書制度、交通費の支給	2 議員活動の制度的支援については、地方自治法が改正され、新たな政務活動費の範囲において、議員の調査研究その他の活動に資する経費の一部が対象となったが、その他公費における新たな制度的支援について協議した結果、公費における新たな制度的支援については、法的に難しいことから、現行どおりとすることを全会一致をもって決定した。	

基本的な論点		論点に対する 会派等提出の 検討項目 (抽象化)	会派等提出の検討項目			協議結果
大分類	中分類		提案 会派	検討内容	備考	
(5) 議員の政治倫理、報酬、政務調査費、研修	①政治倫理、報酬、政務調査費	d.政務調査費	民主	政務調査費の使途基準	使途基準は、都市に働く議員として幅を持たせるべき。	<p>政務活動費は、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を充実強化するために必要なものであるが、その使途基準やあり方について協議した結果、</p> <p><多数意見> 地方自治法の改正に伴い、横浜市会政務調査費の交付に関する条例が一部改正され、新たに政務活動費として使途基準が条例に明記されたこと。また、すべての領収書の写しを公開していることから、現行どおりの取り扱いとする。</p> <p><少数意見> 議会活動にどう生かすのか、生かされたのかを含め公開する。 市民が見やすい公開場所を設置し、期間を定め、領収書及び成果物等を公開する。</p> <p>との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。</p>
			公明	政務調査費のあり方	実費弁償移行等	
		共産	政務調査費は、きちんと議員活動を行うために、調査を行い、市民に報告するために必要なものであるが、その一方で第二の報酬などともいわれられており、市民合意が得られているとは思われない部分がある。	<ul style="list-style-type: none"> 政務調査費は、領収書の公開だけでなく、調査研究報告書など成果物と会計帳簿も公開する。 政務調査費の金額は、市民参加で妥当かどうか検討し、市民の理解をえられる適正な水準とする。 		
e.議員派遣	公明	海外視察の公費負担のあり方			<p>横浜市議員の海外視察は、議員派遣制度により実施しているが、議員派遣制度は平成14年の地方自治法の改正により、議会の調査権の一部として、同法第100条第13項で新たに規定されたもので、横浜市会の「横浜市議員の海外視察取扱い要綱」による運用では、議員としての経歴が2年に満たない期間は実施できないこと、また、1期議員と2期以上の議員とで旅費限度額に差を生じさせている。</p> <p>議員は、市民から選挙により選ばれた公職にある者として、かつ合議制の議事機関である議会を構成する一員として、等しくその役割を担うものであることから、議会の調査権の執行にあたって、調査を行う議員で差があること等、海外視察の公費負担のあり方について協議した結果、</p> <p><多数意見> 海外視察の運用に当たっては、現行どおり議員としての経歴が2年に満たない期間は実施できないこととし、旅費限度額は、一律同額とする。また、報告書の公開については、現行どおり行い、市民への情報提供及び議員間での情報共有を図っていく。</p> <p><少数意見> ・2年に満たない期間を概ねとし、旅費限度額は、現行予算の範囲内で一律同額とする。 ・海外視察は、議員派遣制度ではなく政務活動費で実施する。 ・議員派遣としての海外視察は廃止する。 ・視察報告書は速やかに提出し、本会議に報告するとともに公開する。</p> <p>との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。</p>	
	共産	現在、議員1人あたり1期4年間で120万円、1期目の議員は3年目以降60万円を限度とする海外視察費が計上されている。海外のすぐれた事例を調査することは横浜市政のために役立つ場合もあるが、そうであれば、1期の議員は60万円を限度とするという差別があるのはおかしい。 近年、地方財政は厳しい状況におかれ、観光まがいの海外視察に対して市民の批判があがっており中止・凍結している議会が多い。	海外視察は、政務調査費で行い、全行程と領収書を公開する。現行の公費による海外視察は廃止する。			
f.議員定数					<p>横浜市会の議員定数については、平成23年改選において92人から86人と6減としたが、平成27年改選に向け協議した結果、遅くとも平成26年第4回定例会までに団長会議及び市会運営委員会において、平成22年国勢調査の確定値に基づく新たな各選挙区選出議員数等の必要な条例改正を行うことを全会一致をもって決定した。</p>	
②研修					<p>改選後の新人議員に対する研修会や説明会及び議員連盟が、その活動を通じて特定の市政の課題等に関する議員間の共通認識を深めるため、議員を対象として行う研修会の制度的な位置付けについて、協議した結果、代表者からの申請に基づき、議長が承認して行う議会の議員研修とすることを全会一致をもって決定した。</p>	

変更箇所：下線部分

区づくり推進横浜市会議員会議運営要領（変更案）

制 定 平成 6年 5月 25日

最近改正 平成 25年 月 日

1 目 的

本市における個性ある区づくり推進費等について協議するため、各区に区づくり推進横浜市会議員会議（以下「会議」という。）を置く。

2 招 集

会議は、市会議長が招集する。

3 構 成

会議は、当該区選出の市会議員をもって構成し、互選による座長を置く。

4 協議事項

個性ある区づくり推進費に関して協議する。また、区の主要事業（区内において局が行う事業及び区配事業を含む）に関して必要に応じ協議する。

5 説明員

区長及び区局関係職員とする。

6 開催内容及び開催時期

開催内容及び開催時期は、次のとおりとする。

- (1) 個性ある区づくり推進費の翌年度予算案に関して、予算特別委員会の審査日程を考慮して開催する。
- (2) 個性ある区づくり推進費の当該年度執行計画等に関して、6月頃開催する。
- (3) 個性ある区づくり推進費の前年度実績と当該年度の執行状況及び翌年度予算編成の考え方に関して、決算特別委員会の審査日程を考慮して開催する。
- (4) 局が行う事業及び区配事業を含む区の主要事業に関しては、上記開催時に必要に応じて適宜協議する。

7 事務等

- (1) 会議の事務は区長が行い、会議の概要を記載した議事録を作成する。
- (2) 議事録は、会議の日時、場所、出席者、議題及び発言の要旨を記載する。
- (3) 座長は、議事録を議長に提出する。提出された議事録は、議長において、これを公開する。

附 則

この要領は、平成 年 月 日より施行する。

区づくり推進横浜市会議員会議運営要領

制 定 平成 6年 5月25日

最近改正 平成16年12月10日

1 目 的

本市における個性ある区づくり推進費について協議するため、各区に区づくり推進横浜市会議員会議（以下「会議」という。）を置く。

2 招 集

会議は、市会議長が招集する。

3 構 成

会議は、当該区選出の市会議員をもって構成し、互選による座長を置く。

4 会議事項

個性ある区づくり推進費に関すること。

5 説 明 員

区長及び区役所関係職員とする。

6 開催内容及び開催時期

開催内容及び開催時期は、次のとおりとする。

- (1) 翌年度予算案に関して、2月頃に開催する。
- (2) 当該年度執行計画等に関して、6月頃開催する。
- (3) 前年度実績と当該年度執行状況、翌年度予算編成の考え方に関して、10月頃開催する。

7 事 務

会議の事務は区長が行い、座長は会議の概要を議長に報告する。

附 則

この要領は、平成16年12月10日より施行する。

大分類(6)「大都市自治における議会のあり方」に関する検討項目についての協議結果

基本的な論点		論点に対する 会派等提出の 検討項目 (抽象化)	会派等提出の検討項目		協議結果
大分類	中分類		提案 会派	検討内容	
(6) 大都市自治における議会のあり方	a.地方自治制度	民主	<p>①規模の大きな自治体においては、一人の長によって民意を汲むよりも、各区より選出された議員達によって予算編成と行政執行を行う方が、きめ細かい民意の市政反映を可能にする。②規模の大きな自治体の議会では政党政治(会派運営)が定着し国政との連動も顕著である。党議拘束を生かした政党政治を行うのであれば議院内閣制を採用するべきで、少なくとも自治体が最適な政府形態を選択可能な状態にするべきである。③自治体規模によって政治体制を柔軟に住民投票によって決定できることは世界標準であり、住民の意思によって二元代表制か議院内閣制かを選択できる自治法とすべき。そうすることで地方議会の存在価値そのものを住民意思によって決定できる。</p>	<p>地方政府の形態は二元代表制のみでなく地方議院内閣制等を導入可能とする地方自治法改正を国に要望する。住民投票によって横浜市会と横浜市長の権限配分を決定出来る自治法へ改正し、議会から政策リーダー(首相)を選出、首相が局長を任命、内閣を組織し、内閣において予算編成と行政執行を行う。市長は対外儀礼的事項を担い、議会に政策提言を行う。</p>	<p>横浜市は、我が国の経済をけん引する役割を果たしていく責務があるが、現行の指定都市制度では、その能力を十分に発揮できるような制度的位置づけになっていないこと、また、市民の暮らしを支え、さらに経済を活性化していくためには、大都市横浜が持つ力を十分に発揮できる制度が必要であることから、特別自治市制度を目指している。</p> <p>特別自治市制度に関しては、現在、大都市行財政制度特別委員会及び政策・総務・財政委員会において議論が行われていることから、現行制度において議会が区に関与する仕組みについて協議した結果、</p>
	b.区への権限移譲	民主	区への権限移譲にともなう議会としてのチェック機能のあり方	現状の区づくり推進会議にチェック機能はない。	<p>1 常任委員会の審査においては、必要に応じ委員会として区長の出席を求めた場合、当該区長は、説明員として出席する扱いとすることを全会一致をもって決定した。</p> <p>2 予算・決算特別委員会の局別審査においては、局から区への予算、事業もあることから、区長の出席を求める通告があった場合、当該区長は、説明員として出席する扱いとすることを全会一致をもって決定した。</p> <p>3 区づくり推進横浜市議員会議の運営において、</p> <p>① 協議事項は、個性ある区づくり推進費に加え、局から区への予算及び事業に係る区主要事業とすることを全会一致をもって決定した。</p> <p>② 予算・決算についての開催は、市会における予算・決算の審議・審査の前に開催し、協議内容が生かされるものとするを全会一致をもって決定した。</p> <p>③ 会議の議事録を作成のうえ議長に提出し、議長は議事録を公開することを全会一致をもって決定した。</p> <p>④ 会議の公開は、 (多数意見) ・各区ごとに協議して進めるべきである。 (少数意見) ・各区施設面等の課題があることから、現行どおりとする。</p> <p>との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。</p> <p>※ 会議の公開については、市民局及び各区と調整</p>
	c.国に対する働きかけ	ヨコ会		議長への議会招集権の付与、臨時議会の活動制限の撤廃など議会活動の自由度の拡大、意見書に対する関係省庁等の誠実回答の義務付け、並びに地方議会議員の責務の法的明確化及び活動基盤の強化など、横浜市会として地方六団体と連携を図るとともに国に対し地方自治法の改正を強力に求めること。	<p>議長への議会招集権の付与、臨時議会の活動制限の撤廃など議会活動の自由度の拡大、意見書に対する関係省庁等の誠実回答の義務付け、並びに地方議会議員の責務の法的明確化及び活動基盤の強化など、横浜市会として地方六団体と連携を図るとともに国に対し地方自治法の改正を強力に求めること。</p>

大分類(3)「議会と執行機関の関係」に関する検討項目についての協議結果

基本的な論点		論点に対する会派等 提出の検討項目 (抽象化)	会派等提出の検討項目(詳細)				協議結果
大分類	中分類		提案 会派	項目	検討内容	備考	
(3) 議会と 執行機関の 関係	② 質疑	b. 一問一答	民主	本会議	・質疑・質問方法	本会議における一問一答方式への変更	1 質疑・質問の形態について 一括方式で実施している本会議での質疑・質問を審議上、質問者が一括方式、分割方式、一問一答方式の質問形態を選択することについて協議した結果、 (多数意見) 一括方式と分割方式の選択制として実施する。 (少数意見) 現行どおりとする。 との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。 2 質疑・質問の形態に即した議場の改修について 本会議での質疑・質問の形態により、質問者と答弁者の対面式や自席発言などが考えられるが、どの程度までの改修が必要かについて協議した結果、 (多数意見) 現行どおりとする。 (少数意見) ・できる範囲で改修する。 ・最低限の改修をする。 との意見に分かれた。(H24.11.26委員会)
			みんな	議会と行政	・議会と行政の関係について(二元代表制における役割を明確にするために) ・自席での「一問一答方式」導入	一問一答方式の実施	
			当局	本会議	1 質疑・質問の形態 ・一括方式 ・分割方式 ・一問一答方式 現状では、一括方式を採用しているが、審議上、質問者が質問形態を選択制とするか。 2 質疑・質問の形態に即した議場の改修 ・演壇 ・対面式演壇 ・自席発言 質問形態により、どこまで議場の改修が必要か。		

基本的な論点「(1)議会・議員の活動原則」に関する検討項目についての協議結果

※基本的な論点に基づき、各会派から提出された検討項目を整理した。その実施の有無を含め協議する。

基本的な論点		論点に対する会派等提出の検討項目(抽象化)	会派等提出の検討項目		他都市における特徴ある取り組み	横浜市会の現状	協議結果
大分類	中分類		提案会派	検討内容			
① 議会・議員の活動原則	a. 位置付け	民主	市政における議会の位置付けを明確にする。	<p>各都市とも議会基本条例の前文で「住民の代表機関としての役割等」を明記</p> <p>【規定例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、三重県民の代表として選ばれている議員と知事は、それぞれが県民の負託にこたえる責務を負っている(三重県) ・地方分権時代のさなかにあり、地方自治体の自己決定権の拡大が進むのに伴い、議員の合議体である県議会、知事とともに県民の直接選挙により選出された県民の代表であるという二元代表制の一翼を担う存在として、その果たすべき役割及び責務がますます増大してきており、県議会のあるべき姿を再確認し、明確にすることが求められている(福島県) ・私たち名古屋市の会は、選挙で選ばれた議員で構成される市民の代表であり、市民知事の要である。憲法は、地方自治体の制度として、それぞれ直接選挙で選ばれた議員からなる議会と市長とによる二元代表制をとっており、議会と市長とは、相互に独立対等な立場で、緊張関係を保ちながら、市政を運営していく仕組みとなっている。すなわち、議会は市の方針等を決定し、市の仕事が適切に行われているかをチェックし、一方、市長は、行政の執行責任者として、市の施策を実施し、両者がそれぞれ適切に役割を果たすことで、よりよい市政を実現していくことが期待されている(名古屋市) 	規定、確認事項なし	<p>《考え方》</p> <p>横浜市会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成される市民の代表であり、市民自治の要である。日本国憲法は、地方公共団体の制度として、議会の議員と長をそれぞれ住民が直接選挙し、議事機関としての合議制の議会と執行機関として独任制の長とによる二元代表制をとっており、議会と長とは、相互に独立・対等の立場で、互いに尊重し、抑制と均衡を保ちながら、それぞれの特性を活かし、適切にその役割を果たすことが求められている。</p> <p>近年、地域のことは地域が決める市民自治を実現するという地方分権社会への転換が進められ、日本最大の市である横浜市においては、大都市特有の課題をはじめとした多くの市政課題が複雑高度化する中、横浜市会が多くの権限と責任を担う大都市の議会として、市長その他の執行機関に対する監視及び評価並びに政策立案及び政策提言など議会が果たすべく機能を最大限に発揮していくためには、横浜市会の伝統を重んじながら、既存の枠組みにはとらわれない柔軟な姿勢を併せ持ち、自らの改革及び機能強化に継続的に取り組んでいかなければならない。</p> <p>との考え方について、全会一致をもって決定した。</p>	
	b. 役割・責任(議案等の審議・審査、事務の監視・評価、政策立案・調査研究、意見書・決議等による国等への意見表明等)	<p>自民</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二元代表制における議会の地位・使命・責務・権限 ・議会の機能強化 <p>公明</p> <ul style="list-style-type: none"> 二元代表制における議会・市長の責務 市民に開かれた議会としての活動 <p>ネット・無所属クラブ</p> <p>現在、地方自治体においては議会と首長との二元代表制となっているものの、予算編成権とその日常的な執行という首長の持つ権限は相対的に大きく、近年の地方分権の推進により、その比重は一層増加しています。二元代表制の本旨からも、また最も住民生活に身近な自治体の主権在民を実現するためにも、両輪の一方である議会が、これまで以上の力を培い、首長権限との正当なバランスを保っていく事が重要であると考えます。</p>	<p>各都市とも議会基本条例において議会の活動原則として「議会の使命」、「議会運営の原則」、「議会の役割・活動原則」、「議会の機能強化」、「長との関係」、「議会の説明責任」、「県(市)民との関係」、「広聴広報」などの項目を規定</p> <p>【議会の使命】</p> <p>県議会は民意を代表する議員の多彩な議会活動を通じて、県民の多様な意見を集約し、県政に適切に反映させる(神奈川県)</p> <p>【議会運営の原則】</p> <p>公平かつ公正な運営を原則とするとともに道民に開かれた運営を行わなければならない、合議制機関として円滑かつ効率的な運営に努めなければならない、道政上の課題等に的確かつ機動的に対応するため適宜開会するなど年間を通じた議会運営に努める、会議案や意見案等の審議に際し積極的な議員相互の討議が行われるよう努める(北海道)</p> <p>【議会の役割】</p> <p>議事機関として県民の意思決定を行う、知事等の事務の執行について監視及び評価を行う、県政の課題に関し政策の立案及び提言を行う、議会活動で明らかとなった県政の課題、審議等の内容について県民に説明を行う(兵庫県)</p> <p>【議会の機能強化】</p> <p>議案の審議及び審査、政策立案及び政策提言並びに知事等の事務の執行の監視及び評価に関する議会の機能の強化を図る(岩手県)</p> <p>【長との関係】</p> <p>議会は二元代表制の一翼として、議決権を有し、知事等が執行権を有するという互いの役割分担の関係を尊重しつつ、共通の目標である県民生活の向上及び県勢の伸展に向け、自らの機能を遂行しなければならない(大分県)</p> <p>【議会の説明責任】</p> <p>議会運営における公正性及び透明性を確保するために必要な情報を公表するとともに、議会活動を広く県民に公開し、県民に対する説明責任を果たす(宮城県)</p> <p>【県(市)民との関係】</p> <p>県民が議会活動に参画する機会を確保するよう努める、県民等の知見及び意見を審査に反映させるため公聴会及び参考人の制度の活用を努める、請願及び陳情を県民の政策提案ととらえ必要と認める場合、県民の意見を聴く機会を設けることができる(広島県)</p> <p>【広聴広報】</p> <p>県民に開かれた議会を実現するため多様な手段を活用して積極的な広報及び広聴に努める(鹿児島県)</p>	<p>規定、確認事項なし</p> <p>《考え方》</p> <p>【議会の役割】</p> <p>議会は、市民の代表機関として、合議制である議事機関の特性を踏まえ、次に掲げる役割を担うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 議案等の審議及び審査により、市の意思決定を行うこと。 (2) 市長等の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。 (3) 市政等の調査研究を通じ、政策立案及び政策提言を行うこと。 (4) 意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うこと。 (5) 政策提議、相互理解及び親善を図るため、国内外の都市間交流を行うこと。 <p>【議会の活動原則】</p> <p>議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 議会活動の公正性及び透明性を確保すること。 (2) 市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすこと。 (3) 議会の役割を不断に追求し、議会改革に継続的に取り組むこと。 <p>との考え方について、全会一致をもって決定した。</p>			

(1) 議会・議員の活動原則

① 議会の活動原則

基本的な論点		論点に対する会派等提出の検討項目(抽象化)	会派等提出の検討項目		他都市における特徴ある取り組み	横浜市会の現状	考え方
大分類	中分類		提案会派	検討内容			
(1) 議会・議員の活動原則	② 議員の活動原則	a.位置付け			上記の中分類①議会の活動原則、a.位置付けと同様		上記の中分類①議会の活動原則、a.位置付けと同様
		b.役割・責任(議員間討議、住民意見の把握、能力研さん等)	自民	議員活動	各都市とも議会基本条例において議員の活動原則として「議員の責務」、「議員活動」、「議員の倫理」などの項目を規定 【議員の責務】 議員は、公選による公職にある者として市民を代表して活動を行い、研さんに努め高い倫理観に基づいて行動し、市民からの負託に応えなければならない(北九州市) 【議員活動】 市民の意見と市政に関する課題を的確に把握し政策の決定及び形成に適切に反映させること、市民を代表する機関を構成する者として市民福祉の向上と市の発展に資する調査研究を積極的に進めること、市の施策の効果を適切に評価しその公表に努めること、議会における政策の決定の過程等について市民に説明すること(さいたま市) 【議員の倫理】 議員は県民の厳粛な負託により県政に携わる権能及び職責を有することを自覚し、県民の代表として公正性及び高潔性を保持しなければならない(福島県)	規定、確認事項なし	《考え方》 【議員の役割】 議員は、市民から選挙により選ばれた公職にある者として、かつ、合議制の議事機関である議会を構成する一員として、次の役割を担うものとする。 (1) 議案等の審議及び審査等を行うこと。 (2) 市の政策形成に必要な調査研究を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うこと。 (3) 各区の実情等の把握に努め、多様な市民の意見を市政に反映させること。 【議員の活動原則】 議員は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (1) 市民の意見を的確に把握し、市政全体を見据えた幅広い視点及び長期的な展望を持つて的確な判断を行うこと。 (2) 議会は言論の場であること及び合議制の機関であることを踏まえ、市民の代表として議員間の活発な討議等により議会で十分な審議を尽くすこと。 (3) 自らの資質の向上に不断に努めるとともに、高い倫理性を常に確立し、誠実かつ公正に職務を遂行し、議会活動を市民にわかりやすく説明すること。 との考え方について、全会一致をもって決定した。
			民主	市会議員としての活動を明確化			
公明	市会議員としての責任、義務、権利などについて明確にする。 議員の責務と議員活動のあり方						

横浜市議会基本条例（構成案）

（前文）

- ・ 目的及び基本理念
- ・ 議会及び議員の役割、活動原則
- ・ 議会運営の原則
- ・ 会 期
- ・ 委員会
- ・ 会 派
- ・ 市民との関係
- ・ 広報及び広聴の充実
- ・ 情報の公開
- ・ 市長等との関係
- ・ 議決事件
- ・ 議会への説明等
- ・ 監視及び評価
- ・ 政策立案及び政策提言
- ・ 危機管理
- ・ 災害時の議会及び議員の役割
- ・ 議会の機能強化
- ・ 区行政との関わり
- ・ 学識経験者等の活用
- ・ 議員連盟
- ・ 研修及び調査研究
- ・ 議会局及び議会図書室の強化
- ・ 政治倫理、議員定数、議員報酬、政務活動費
- ・ 他の条例等との関係及び条例の見直し
- ・ 附 則

平成25年5月 日

横浜市会議長

佐藤 茂 様

横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会

委員長 嶋村 勝夫

横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会報告書（案）

本委員会の付議事件について、次の調査を行ったので、その結果を報告します。

初めに

横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会は、平成19年の横浜市会議員選挙後の6月14日付で、議長から市会運営委員会委員長あてに「地方分権の進展や社会経済状況の変化など、市政を取り巻く環境が大きく変化している中で、市民の代表である議会の持つ、施策を策定又は決定する議決機関としての機能、市長その他の執行機関の監視機関としての機能など議会の果たす役割への市民の期待もますます高まっていることから、さらなる議会活動の活性化を図り、議会に対する市民の期待に応えられるよう、次の事項について調査・検討を行っていただきたい」との諮問があった。

その諮問事項に「本会議、常任・運営・特別委員会の運営等」として、「議会ルール

の透明性の向上、明確化（議会基本条例制定など）」の検討項目が含まれていた。

このため、市会運営委員会での検討の結果、議会基本条例に係る検討の場として、地方自治法第110条及び横浜市会委員会条例第5条の規定に基づく特別委員会を設置することとなり、平成23年5月31日の市会本会議の議決を得て、本特別委員会が設置された。

その後、議会基本条例の制定に関する検討に当たって、各会派及び執行機関から議会運営に関する課題等を提出いただき、提出された課題を項目別に大きく5つに分類したうえで、他の道府県及び政令指定都市等における取り組み等を調査するとともに、本市会の現状をあらためて確認しながら、調査・検討を行ってきた。

2年にわたる委員会活動の結果、各課題の解決に向けた新たな取り組みや、これまでの取り組みの見直しなどを行うとともに、議会基本条例を制定することを決定した。

この報告書は、横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会の2年間にわたる活動と協議結果等の内容を報告するものである。

委員長 鳴村勝夫

1 付議事件

市政に係る諸課題の解決に向け、市会がその役割をさらに発揮していくため、市会の立法機能を高めるなど、市会の自主的・自律的な改革を一層推進していく上で、市会議員としての活動や議会活動のあり方などを明確にするため、横浜市会基本条例の制定に関する調査・検討を行うこと。

2 協議内容

(1) 各会派、議員及び当局から提出された検討項目

ア 大項目(1)「議会・議員の活動原則」に関する検討項目

イ 大項目(2)「議会と住民の関係」に関する検討項目

ウ 大項目(3)「議会と執行機関の関係」に関する検討項目

エ 大項目(4)「議会の組織・権限・審議」に関する検討項目

オ 大項目(5)「議員の政治倫理、報酬、政務調査費、研修」に関する検討項目

カ 大項目(6)「大都市自治における議会のあり方」に関する検討項目

(2) 検討項目の協議結果に基づく会議規則、委員会条例などの改正内容

(3) 市会基本条例制定の必要性

(4) 市会基本条例での規定事項

3 協議方法等

(1) 議員活動、議会活動など市会全般について協議する。

(2) 現行の諸規定(会議規則、委員会条例など)の改正も含め協議する。

(3) その他必要に応じた事項を協議する。

(4) 各検討事項の協議を行った後、議会基本条例制定の必要性について協議する。

(5) 議会基本条例に規定すべき事項について協議する。

4 委員会の運営方法等

(1) 原則、閉会中の活動とし、会期中は開催しない。

(2) 基本的な検討を行い、運用などの詳細は運営委員会などの所管に検討を委ねる。

5 これまでの委員会活動の経緯

(1) 平成23年6月23日

当特別委員会の運営方法等について協議した結果、調査期間を概ね2年程度とし、平成25年第2回市会定例会において調査結果報告書を提出することとした。

また、検討項目については、

- ・議員活動、議会活動など市会全般について協議すること。
- ・現行の諸規定（会議規則、委員会条例など）の改正も含め協議すること。
- ・各会派、議員及び当局から意見、課題等の提出を受け、協議すること。

以上のとおりとし、委員会終了後に各会派等へ検討項目の提出を依頼することとした。

(2) 平成23年8月26日

各会派及び総務局から提出された検討項目について、考えや内容の説明を受けた後、意見交換、質疑を行い、引き続き協議することと決定した。

(3) 平成23年12月1日

各会派等から提出された検討項目の議論に当たっての参考とするため、資料に基づき議会局の説明を受け、議会基本条例の役割、議会の憲法上の位置づけ、議会の役割・機能等、及び、検討項目を整理するに当たり大きく6つに分類した基本的な論点について、意見交換を行った。

各会派の意見を参考にさらに整理した検討項目（案）を作成し、次回委員会から具体的な協議に入ることを決定した。

また、「他都市における議会基本条例制定に伴う議会運営等の変更」に関する資料要求があり、委員会要求資料とすることとした。

(4) 平成24年1月31日

委員会として共通認識を持てるようにするため、資料に基づき議会局の説明を受け、議会基本条例の性格、位置付けについて、意見交換及び質疑を行った。

その後、前回委員会で確認された基本的な論点に基づき、

- ・当委員会で検討を行う項目
- ・運営委員会に協議を依頼する項目
- ・その他検討項目としない項目

に整理し、意見交換、質疑を行ったのち、運営委員会に協議を依頼する項目、及び、検討項目としない項目については、委員長から運営委員会委員長、又は、提出会派に申し入れすることを決定した。

また、前回委員会で要求のあった「他都市における議会基本条例制定に伴う議会運営等の変更」について、資料に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行った。

(5) 平成24年4月5日

平成24年4月24日午後1時30分開会予定の委員会において、元全国都道府県議会議長会議事調査部長の野村稔氏を参考人として招致し、「議会改革の条件、自主的・自立的な改革の推進」について意見聴取することを決定した。

なお、傍聴を希望する議員を募るため、委員長名で各議員あてに通知することとした。

また、平成25年第2回市会定例会での調査結果報告書の提出を前提に、6つの大分類ごとの検討スケジュール(案)について、資料に基づき、議会局の説明を受け確認し、具体的な検討に入ることにした。

(6) 平成24年4月24日

参考人の元全国都道府県議会議長会議事調査部長の野村稔氏から「議会改革の条件、自主的・自立的な改革の推進」についての意見を聴取し、質疑を行った。

なお、委員、議会局職員のほか13名の議員が傍聴した。

(7) 平成24年5月18日

大分類(2)「議会と住民の関係」に関して、議会基本条例を制定している16道府県、及び、5政令市の特徴ある取り組みについて、資料に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行い、引き続き検討することを決定した。

(8) 平成24年6月6日

大分類(2)「議会と住民の関係」に関し、前回委員会での議論や他都市の取り組みを参考に、各検討項目に関する取り組み案とその課題等について、資料に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行い、引き続き次回委員会で検討することとし、各会派に取り組み案の取りまとめに向けた協議を依頼した。

なお、「他都市におけるポスター作成状況」、及び、「常任委員会等のインターネット中継の実施に要する経費」について、委員会要求資料とすることとした。

また、平成24年7月17日午後2時開会予定の委員会において、山梨学院大学法学部政治行政学科教授の江藤俊昭氏を参考人として招致し、「議会基本条例」について意見聴取することを決定し、傍聴を希望する議員を募るため、委員長名で各議員あてに通知することとした。

(9) 平成24年7月5日

大分類(2)「議会と住民の関係」に関し、前回委員会で要求のあった「他都市におけるポスター作成状況」、及び、「常任委員会等のインターネット中継の実施に要する経費」について、資料に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行った。

また、協議結果(案)について、資料に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行い、次回委員会でまとめるため、各会派での協議を依頼した。

(10) 平成24年7月17日

参考人の山梨学院大学法学部政治行政学科教授の江藤俊昭氏から「議会基本条例」についての意見を聴取し、質疑を行った。

なお、委員、議会局職員のほか18名の議員が傍聴した。

(11) 平成24年7月24日

平成24年7月5日開催の委員会で会派持ち帰りとした大分類(2)「議会と住民の関係」に関する協議結果(案)について、各会派の意見が分かれた項

目があり、また、議会広報に関する項目の実施に向けた協議の依頼先についても意見の一致が得られなかった。

このため、多数意見を委員会としての協議結果とし、少数意見もあわせて報告することを決定し、大分類（２）「議会と住民の関係」に関する協議を終了した。

次に、大分類（３）「議会と執行機関の関係」に関し、議会基本条例を制定している２２道府県、及び、７政令市の特徴ある取り組みについて、資料に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行い、引き続き検討することを決定した。

なお、「本会議における一問一答方式とした場合の議場改修経費」、「政令指定都市における質疑・質問別実施状況、実施形態」、及び、「発言時間等を比較できる資料」について、委員会要求資料とすることとした。

(12) 平成２４年８月２９日

平成２４年７月２４日開催の委員会で決定した大分類（２）「議会と住民の関係」に関する協議結果について、資料により内容を確認した。

なお、議会広報・広聴に関する協議結果については、団長会議へ協議結果に基づく取り組みの実施を依頼することとした。

次に、大分類（３）「議会と執行機関の関係」に関し、前回要求のあった「本会議における一問一答方式導入に係る議場改修経費」、及び、「政令指定都市における質疑・質問別実施状況、実施形態及び発言時間等」について、資料に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行った。

また、協議結果（案）について、資料に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行い、引き続き検討することを決定した。

(13) 平成２４年９月２１日

大分類（３）「議会と執行機関の関係」に関し、資料に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行った。

なお、「議会と執行機関の関係」に関する検討項目について、次回の委員会で方向性・取り組み案をまとめるために、各会派で検討することとした。

(14) 平成24年11月9日

前回委員会で会派持ち帰りとした大分類(3)「議会と執行機関の関係」に関する検討項目については、再度、会派持ち帰りとした。

次に、大分類(4)「議会の組織・権限・審議」に関し、議会基本条例を制定している22道府県、及び、7政令市の特徴ある取り組みについて、資料に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行い、引き続き検討することを決定した。

なお、「地方自治法第96条第2項の規定による議決すべき事件に関する事項」、「他都市の各取り組みに関する議会基本条例の規定内容」、「地方自治法第100条第12項に規定されている協議又は調整を行う場の具体的な設置状況」、及び、「法制部門の人材確保などの人事配置に関する取り組み等」について、委員会要求資料とすることとした。

(15) 平成24年11月20日～21日(行政視察)

議会基本条例の制定に関する取り組みについて、他都市の先進事例を以下のように視察した。

ア 福島県議会(視察事項:議会基本条例の制定に関する取り組みについて)

議会基本条例の位置づけ、制定の意義、制定までの経緯及び制定後の取り組みについて、意見聴取、質疑及び議場の見学を行った。

イ 宮城県議会(視察事項:議会基本条例の制定に関する取り組みについて)

議会基本条例の制定の経緯及び経過、基本条例の特徴ある取り組みについて、意見聴取、質疑及び議場の見学を行った。

ウ 岩手県議会(視察事項:議会基本条例の制定に関する取り組みについて)

議会基本条例の制定の経緯及び経過、制定過程での工夫した点及び制定によって実施している具体的な取り組みについて、意見聴取、質疑及び議場の見学を行った。

(16) 平成24年11月26日

平成24年11月9日開催の委員会で再度、会派持ち帰りとした大分類(3)「議会と執行機関の関係」に関する検討項目について、各会派の意見が

分かれた項目があった。

また、各会派の意見を議会局にまとめさせ、次回の委員会で取りまとめる取り扱いとした。

次に、大分類（４）「議会の組織・権限・審議」に関し、前回委員会で要求のあった「地方自治法第９６条第２項の規定による議決すべき事件に関する事項」、「他都市の各取り組みに関する議会基本条例の規定内容」、「地方自治法第１００条第１２項に規定されている協議又は調整を行う場の具体的な設置状況」、及び、「法制部門の人材確保などの人事配置に関する取組等」について、資料に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行い、引き続き検討することを決定した。

(17) 平成２４年１２月３日

大分類（３）「議会と執行機関の関係」に関する検討項目について、前回委員会での各会派の意見をまとめた資料について、議会局の説明を受けたのち、意見の一致が得られなかった項目については、多数意見を委員会としての協議結果とし、少数意見もあわせて報告すること、また、中分類②の「質疑・質問の形態」及び「質疑・質問の形態に即した議場の改修」については、引き続き検討していくことを決定した。

なお、各検討項目の協議結果に基づき、実施に向けた協議を市会運営委員会に依頼することとした。

次に、大分類（４）「議会の組織・権限・審議」に関し、前回委員会で要求のあった資料のうち、「議決事件の拡大を議会基本条例で位置付けている都市の規定内容及び議会基本条例以外の条例で規定している条例の規定内容と規定に当たったの考え方や基準」及び「規定した計画の定期的な検証の機会に関する規定状況」については、作成次第、委員に配付することとし、「法曹資格を有する人材の活用状況」について、資料に基づき議会局の説明を受けたのち、中分類ごとに意見交換、質疑を行い、次回委員会で各検討項目の方向性・取り組み案を取りまとめるため、各会派での協議を依頼した。

(18) 平成２５年１月９日

平成24年12月3日開催の委員会で決定した大分類(3)「議会と執行機関の関係」に関する協議結果について、全会一致で決定した項目、多数意見と少数意見にわかれた項目を取りまとめた資料により内容を確認した。

次に、大分類(4)「議会の組織・権限・審議」に関し、平成24年11月26日開催の委員会で要求のあった「議決事件の拡大を議会基本条例で位置付けている都市の規定内容及び議会基本条例以外の条例で規定している条例の規定内容と規定に当たっての考え方や基準」及び「規定した計画の定期的な検証の機会に関する規定状況」と、前回の委員会で要求のあった「流山市の法曹資格を有する任期付職員の給与」、及び、大分類(4)「議会の組織・権限・審議」の検討項目の協議に当たっての考え方や協議の方向性などについて、資料等に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行った。

また、各検討項目の方向性・取り組み案を次回の委員会で示したうえで、取りまとめていくことを決定した。

なお、「横浜市が策定している計画の一覧」と、その資料に「各計画に係る予算について、分かる範囲で資料に示すこと」について、委員会要求資料とすることとした。

(19) 平成25年1月25日

大分類(4)「議会の組織・権限・審議」に関し、前回委員会で要求のあった「横浜市が策定している計画の一覧」、及び、検討項目の「方向性・取り組み(案)」について、資料等に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行い、次回委員会でまとめるため、各会派での協議を依頼した。

次に、大分類(5)「議員の政治倫理、報酬、政務調査費、研修」、及び、大分類(6)「大都市自治における議会のあり方」を併せて協議することとし、まず、次に、大分類(5)「議員の政治倫理、報酬、政務調査費、研修」に関し、議会基本条例を制定している22道府県、及び、8政令市の特徴ある取り組みについて、資料に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行い、引き続き検討することを決定した。

なお、「海外視察を原則1回とした理由や根拠」、及び、「他都市における報酬検討機関の構成員や仕組み」について、委員会要求資料とすることとした。

次に、大分類（６）「大都市自治における議会のあり方」に関し、１９政令指定都市の特徴ある取り組みについて、資料に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行い、引き続き検討することを決定した。

なお、「区づくり推進横浜市議員会議の設置の経緯」、「区づくり推進横浜市議員会議の議事録の形態と取り扱い」、「個性ある区づくり推進費の審査形態（案）」、及び、「他都市議会の区行政への関与に伴う議事録の取り扱い」について、委員会要求資料とすることとした。

(20) 平成２５年２月１３日

前回委員会で会派持ち帰りとした大分類（４）「議会の組織・権限・審議」に関する検討項目について、意見が分かれた項目があった。

また、各会派の意見を議会局にまとめさせ、次回の委員会で示したうえで、取りまとめる取り扱いとした。

次に、大分類（５）「議員の政治倫理、報酬、政務調査費、研修」に関し、前回委員会で要求のあった「海外視察を原則１回と規定した理由や根拠」、及び、「他都市における報酬検討機関の構成員や仕組み」について、資料に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行い、引き続き検討することを決定した。

次に、大分類（６）「大都市自治における議会のあり方」に関し、前回委員会で要求のあった「区づくり推進会議の設置の経緯」、「区づくり推進会議の議事録の形態と取り扱い」、「区行政への議会審議・審査の方法」、及び、「他都市における区行政への議会の関与と議事録等の公開」について、資料に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行い、引き続き検討することを決定した。

(21) 平成２５年４月１５日

平成２５年２月１３日開催の委員会で決定した大分類（４）「議会の組織・権限・審議」に関する協議結果について、全会一致で決定した項目、多数意見と少数意見に分かれた項目を取りまとめた資料により内容を確認するとともに、議決事件の拡大に関する多数意見の中で、各分野における基本的な計画等を所

管の常任委員会で議決事件とすることについて判断する際の指標を定める必要があるとの意見があったことから、指標の案についてもあわせて確認した。

なお、決定した各検討項目の協議結果に基づき、実施に向けた協議を団長会議及び市会運営委員会に依頼することとした。

次に、大分類（５）「議員の政治倫理、報酬、政務調査費、研修」に関し、前回の委員会で要求のあった「適正な議員定数や議員報酬についての有識者の意見等」、及び、前回委員会での議論を踏まえ作成した各検討項目の方向性・取り組み案について、資料に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行い、次回委員会でまとめるため、各会派での協議を依頼した。

次に、大分類（６）「大都市自治における議会のあり方」に関し、前回委員会での議論を踏まえ作成した各検討項目の方向性・取り組み案について、資料に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行い、次回委員会でまとめるため、各会派での協議を依頼した。

次に、今後の委員会の運営方法として、次回の委員会で、大分類（１）「議会・議員の活動原則」と、継続協議となっている大分類（３）「議会と執行機関の関係」に関する検討項目の「質疑・質問の形態」、及び、「議会基本条例制定の必要性」について協議することを確認した。

なお、大分類（１）「議会・議員の活動原則」に関する検討項目は、「議会基本条例制定の必要性」について協議した後に、その結果に基づき協議することを確認した。

(22) 平成25年4月24日

大分類（５）「議員の政治倫理、報酬、政務調査費、研修」に関し、前回委員会で要求のあった「海外視察費用への政務調査費の充当に係る裁判例」、「議員派遣（海外視察）の実施状況等」、及び、「本市会における海外視察の実績」について、資料に基づき議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行った。

その後、大分類（５）「議員の政治倫理、報酬、政務調査費、研修」に関する検討項目のうち、初めに、議員派遣の海外視察について、各会派の意見を聴取したところ、意見の一致が得られなかったため、多数意見を委員会としての協議結果とし、少数意見もあわせて報告することを決定した。

なお、決定した協議結果に基づき、実施に向けた協議を団長会議に依頼することとした。

次に、議員派遣を除く、その他の大分類（５）「議員の政治倫理、報酬、政務調査費、研修」に関する検討項目について、各会派の意見を聴取し、費用弁償の支給形態の例示を次回委員会で示したうえで、支給形態について協議を行い、その他の項目とあわせ取りまとめることとした。

次に、大分類（６）「大都市自治における議会のあり方」に関し、前回委員会で要求のあった「政令指定都市における区自治協議会制度の活用状況」について、資料に基づき議会局の説明を受けた後、各会派の意見を聴取し、区づくり推進横浜市議員会議運営要領の改正案を次回委員会で示したうえで、協議を行い、その他の項目とあわせ取りまとめることとした。

次に、継続協議となっている大分類（３）「議会と執行機関の関係」に関する検討項目の質疑・質問の形態については、次回委員会で協議することを決定し、各会派での協議を依頼した。

次に、大分類（１）「議会・議員の活動原則」に関し、議会基本条例を制定している２２道府県、及び、８政令市の特徴ある取り組みについて、資料に基づき議会局の説明を受け、「議会基本条例制定の必要性」の協議とあわせ、次回委員会で引き続き検討することを決定し、各会派での協議を依頼した。

(23) 平成２５年５月７日

大分類（５）「議員の政治倫理、報酬、政務調査費、研修」に関し、費用弁償の支給形態の例示するため、「政令指定都市における費用弁償の支給状況」、及び、「費用弁償の支給について（案）」の資料に基づき、議会局の説明を受け、意見交換、質疑を行い、次回委員会で取りまとめるため、各会派での協議を依頼した。

また、大分類（５）「議員の政治倫理、報酬、政務調査費、研修」のそのほかの検討項目に対する前回委員会での意見を取りまとめた資料により確認したが、議員派遣に関して自民党委員より、海外視察の資格要件に関し、「議員としての経歴が２年に満たない期間は実施できない」とした前回の意見表明について、年数制限を廃止する意見に変更したいとの申し出があったため、各会派

の意見を聴取し、次回委員会でまとめるため、会派持ち帰りとした。

次に、大分類（６）「大都市自治における議会のあり方」に関して、区づくり推進横浜市議員会議の公開については、平成２５年４月２４日開催の委員会でそれぞれ４つの意見に分かれたため、あらためて各会派の意見を聴取したところ、意見の一致が得られなかったため、多数意見を委員会としての協議結果とし、少数意見もあわせて報告することを決定した。

また、区づくり推進横浜市議員会議運営要領の改正案を示すこととしていたが、担当する市民局と調整中のため、次回委員会で示すこととした。

次に、継続協議となっている大分類（３）「議会と執行機関の関係」に関する検討項目の質疑・質問の形態について、各会派の意見を聴取し、次回委員会で取りまとめるため、会派持ち帰りとした。

次に、「議会基本条例制定の必要性」について、各会派の意見を聴取したところ「議会、議員の活動内容や横浜市会が取り組む事項等を市民に明確に示し、市民に市会の役割や活動状況を理解していただくために、議会基本条例は必要」との意見で一致したため、次回委員会で取りまとめることとした。

次に、大分類（１）「議会・議員の活動原則」の検討項目の考え方について、各会派の意見を聴取したところ、一部修正の意見があり、次回委員会で取りまとめるため、会派持ち帰りとした。

(24) 平成２５年５月１３日

- 6 各検討項目及び協議結果
別紙１のとおり（未添付）

- 7 議会基本条例の構成（案）
別紙２のとおり（未添付）

8 議会基本条例制定に向けたまとめ

横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会は、2年に及ぶ活動を終えるが、横浜市会の各会派及び執行機関から提出された市会全般にわたる検討課題を精力的に協議し、細部にわたり検証を行い、より効率、効果的で市民に分かりやすい議会をめざし、さまざまな課題に取り組み、その結果を表してきた。

横浜市会議員各位におかれては、当特別委員会の協議結果に基づく、新たな取り組みや見直しについて、添付資料により確認いただき、それらを着実に実施することで、市会の活動をより明確化し、市会の役割や活動状況を市民に分かりやすく理解いただける市会にしていくということを認識して活動する必要がある。

議会基本条例は、市会運営委員会での協議を経て制定いただくこととしたが、条例の作成に当たっては、別紙の構成（案）に記載の各項目ごとに、当特別委員会での協議結果に基づく取り組みや、横浜市会のこれまでの取り組みを盛り込んだ条例とされたい。

終わりに、当特別委員会は、議会基本条例の制定に向けた協議を行い、その結果として議会基本条例は必要であるとしたが、この協議の中で各委員から、議会基本条例の制定が目的ではなく、条例制定が始めとなり、さらなる検証や見直しを行い、二元代表制の一翼を担う市会がその役割をより発揮できるようにしていくことが重要であるとの意見があったことを申し添えて、議会基本条例の制定に関する調査特別委員会の報告とする。

○ 横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会名簿

委員長	鳴村勝夫	(自由民主党)
副委員長	花上喜代志	(民主党)
同	和田卓生	(公明党)
委員	草間剛	(自由民主党)
同	斉藤達也	(自由民主党)
同	松本研	(自由民主党)
同	今野典人	(民主党)
同	高橋正治	(公明党)
同	有村俊彦	(みんなの党)
同	伊藤大貴	(みんなの党)
同	荒木由美子	(日本共産党)
同	井上さくら	(無所属クラブ)